

第6回「今後の蚕糸業のあり方に関する検討会」議事録

1 日 時：平成18年7月24日（月） 14：30～16：15

2 場 所：三番町共用会議所大会議室

3 出席者

検討会委員：安藤委員、兜委員、高木委員、林委員（座長）、樋口委員、吉國委員、
吉田委員

事務局：吉田大臣官房審議官、松島特産振興課長

オブザーバー：経済産業省製造産業局 木下課長補佐

4 議事概要

冒頭、座長開会宣言の後、高村委員、棚町委員及び渡邊委員は所用により欠席である旨報告。

（座長）

それでは議事に入ることとする。事務局より中間報告案に関する関係資料が提出されているので説明をお願いします。なお、前回お願いした、委員からの意見、資料の提出は特段なかった。

（松島特産振興課長）

（資料1に基づき説明）

（座長）

それでは、ただいまの説明を踏まえ、全体を3つに分けて議論していきたいと思う。1点目として1の「蚕糸業の今日的位置付け」及び2の「蚕糸業の現状と課題」について、2点目として3の「今後の蚕糸業振興の基本戦略」について、3点目として「今後の要検討事項」について、最後に中間報告案全体について議論したい。

それでは、1点目について何か質問、意見等はあるか。

（吉國委員）

P4に「断固わが国蚕糸業を残すとの覚悟を持つことが必要」とあるが、なぜ蚕糸業を残す必要があるのか、もう少し敷衍できないか。1つには非常に水準の高い技術の保存発展を期すことがあると思う。もう1つには、長期的な観点からの国産絹製品の原料供給体制である。つまり、現在、世界最大の生糸供給国は中国であるが、その

中国が今後も安定的に日本の機屋が求める高品質生糸を供給し続けることができるのか、ということである。中国の産地も内陸の方へ移動しているが、品質確保にはまだ不安が多いと思われる。このような将来的な心配事に答える観点からも、国産の最小限の供給体制を残すべきである。「なぜ残す必要があるのか」について明確に記載すべきである。

(座長)

中間報告案を価値あるものにするためにも、今、吉國委員が言及した点について明確にした方がいいと思う。また、私としては、養蚕は中山間地域の傾斜地など他作目の導入が困難な特定の地域において、農家経営を構成する重要な1部門としてだけでなく、国土保全の観点も重要ではないかと思う。以前、高木委員が言及された伝統文化の維持という観点からはどうか。

(高木委員)

その点に関しては、「生き残り戦略の策定」という項目にきちんと記載されている。

(吉國委員)

高齢者に就業の場を提供という側面も、明確に記載すべきだと思う。

(安藤委員)

蚕種業者に関する記載が見られない。契約生産・ブランド化が進むと、「蚕種」の問題となるので蚕種業に関する記述も項立てして記載すべきである。

(座長)

最初の歴史的位置づけの部分であるが、表現が長くなりすぎない程度に、蚕糸業が隆盛を極めた時代の、ピーク時の数字を入れておいた方がいい。

(兜委員)

この中間報告案はよくまとまっているが、一方で、絹織物の輸入をどのように規制するか考えていただきたい。絹織物業は、①産業として伝統的に続いてきているもの、②趣味的なもの、の2つに分類されると考えている。①に対しては、今後も長く続くように手厚い保護が必要と認識され、(保護が)なされている。普通の産地は輸入絹織物の急増でひどいダメージを受けており、将来なくなる可能性もある。生糸だけでなく、福井の羽二重も昔は外貨獲得のための手段として輸出されていたが、現在は12~13軒の機屋しか残っていない。西陣織など工芸的な製品をつくる産地は残るかもしれないが大量生産的なものはなくなっていくのではないかと懸念する。養蚕業を残すなら、製糸業や絹業も併せて残していくという観点が必要である。韓国のような養蚕になつては意味がない。

(吉田委員)

取引指導繭価の部分に関しては、断固堅持と記載すべきである。群馬県内でも養蚕農家が年々減少しており、支えていくためにも現行の取引指導繭価を最低限維持するという姿勢が重要で、後継者が育たない現状がある。

(松島特産振興課長)

兜委員の指摘に関して、当方でも同様の問題意識は持っている。絹織物の輸入を規制できるかどうかは別として、国産の蚕糸業と国産の織物業が連携しないと輸入には対抗できないと考えている。吉田委員の指摘に関してだが、養蚕農家の手取りを確保することの重要性は十分理解している。しかし、今までの経緯をみると、取引指導繭価を維持してきても養蚕農家は減少している。このことを考えると、将来的には行政に依存しない形で、養蚕業を維持、発展させることが重要であると考えている。

(座長)

それでは、次に移りたい。2点目の「今後の蚕糸業振興の基本戦略」について、何か質問、意見等はあるか。

(高木委員)

「国産ブランドの確立」とあるが、絹業自身も「国産ブランド確立」をサポートするような形を確認する必要があるのではないか。

(経済産業省)

今回の検討会では、できるだけ国産生糸を使用し、最終製品まで生産するというシステムを残していくことの基本的認識は農林水産省と合致し、絹業側としてもしっかり持っている。輸入糸を使用しているところも多くいいものを作っている事例もあるが、一方で、国産のブランド生糸を使用して製品化している取組もある。機屋としても国産であることの重要性は十分にわかっている。

(吉國委員)

P7に「国産の繭・生糸を利用した純国産製品」とあり、P4には何も定義付けされてなく、ただ単に「純国産製品」とある。原産地表示では、最終加工地が日本であれば「国産」となることから、「純国産」の意味が誤認されるおそれがある。正確な定義をして統一するべきである。次に、表示についてである。P7には「純国産マークが必要」とあり、P9には「日本の絹マーク」に言及しつつ、こういった表示がいか検討する必要がある旨の表現があるが、この2つの関連はどうなっているのか。

「日本の絹マーク」を運営している当事者としては、P9に記載されていることを踏

まえて、P7の「純国産マーク」のあり方を検討することが適当と思う。

(座長)

P4下から7行目に記載されている表現が正確ではないか。

(松島特産振興課長)

P7の「純国産マーク」には、徹底して国産品を差別化することが不可欠であり、一目でわかる「純国産マーク」が必要であるとの意味合いが込められていると理解していただきたい。P9の表現に関しては、「純国産マーク」を具体化していく上で、「日本の絹マーク」はどのような機能をもっているのか、「ぐんまシルク」表示はどのようなものなのか、ということを示唆することで、今後どのような表示をしていくのが適切か検討する必要がある、ということである。

(吉國委員)

「 」をとって思想だけを取り出したほうが適当ではないか。

(高木委員)

今の松島課長の説明をわかりやすく、記載すべきではないか。この記載では、新しいマークを作るような誤解を受ける。

(松島特産振興課長)

「 」が誤解を受けるなら対処したい。このことについては、「日本の絹マーク」をベースにするかどうかも含めて検討したい。

(高木委員)

「何らかの」をつければ、表現としてやわらかくなる。

(座長)

基本戦略の中の「養蚕・製糸ユニット」、ここには記載されていないが、①養蚕農家の担い手の仕組みをつくること、②各地域でNGO的活動をされている方(ホビー農業)、をどう考えるか。

(松島特産振興課長)

以前、高木委員が年間300トンの繭があれば何とか操業できると言っていたが、製糸が効率的に操業できる観点から一定の規模があるのかもしれない。農家戸数や高齢化率等の要素も考慮すると、数字として示すことは困難である。しかし、今後、政策として具体化し実施していくためには、これらの要素も踏まえて数値化した目標を設定する必要があると避けられないことである。

2点目に関して、地域における取組を産業としてどうとらえていくか、非常に難しい問題である。皆様から意見等をいただきたいと思っている。

(経済産業省)

ユニットの確立については適切だと思う。国産繭・生糸を利用する需要サイドからすると、製糸業での小ロット対応設備の導入も重要と考える。

(吉國委員)

報告案P5～P6に記載されているように、流通業が川上・川下連携の要となって純国産製品づくりに積極的に関与することが重要であるが、あわせて、流通業者が自らの意思で国産糸の品揃えを行い絹業者の細分化された需要に応じて供給していくという機能も、少なくとも当面の間は重要であると思われるので、製糸業者との間で安定的な取引を推進していくことが必要である旨を記載すべきである。

(座長)

それでは次に、3点目の「今後の要検討事項」について意見、質問等はあるか。

(高木委員)

「提携システム等を支える拠点の設置」とあるが、「拠点」とは何なのか。

(松島特産振興課長)

この「拠点」は物理的なものではなく、提携システム等を支える機能を総合的にもつ組織のようなものである。これがないと、安定的に続かないのではないかと思う。

(座長)

どのようなイメージなのか。

(松島特産振興課長)

現在のところ、確固たるイメージはもっていないが、提携システムが機能するかどうかは、関係者の自発的な動きと努力によるところが大きい。政策として取り上げて、構築していくためには、安定的に機能して役割を担っていくものでなければならないという要件としての定義である。

(吉田審議官)

質問の具体的な趣旨は何か。

(高木委員)

「拠点」とは何を指しているのか、既存の概念に当てはまるものなのか、そうではないのか、私の頭の中で整理しきれていなかった。「推進組織」みたいなものか。言

葉の意味がわかった。

(樋口委員)

少し話はずれるが、「純国産マーク」の表示は必要であると思うが、実際に呉服を販売する立場からすると、かなりの困難を伴うものである。例えば、「日本の絹マーク」ができた時は、とても評判がよく各産地がよく協力してくれて、白生地などにはしっかり押印されていた。しかし、それは原料となる白生地の段階までであって、最終製品の段階になるとシールが貼付されておらず、消費者に全くアピールされていなかった。大手の小売業者にとってみれば、輸入絹製品もたくさん扱っている中で、一部の製品につけると他の輸入絹製品にもつける必要がでてくる。輸入絹製品をたくさん扱っているNCなどは特に嫌がることだ。このような事情も踏まえつつ、どのようにして最終製品にまでマーク表示を徹底させるか、この提言の中で具体化する必要がある。そうしないと、お題目だけに終わってしまう。

すべての小売業者がシールが貼付された製品を扱う必要はないと思うが、純国産製品の場合は、生糸を高く買ってもらえる必要があるので販売する側としては、純国産マークが確実に商品に添付される施策がないと取り組めない。扱うのであれば、高く仕入れた国産原料の購入原価を消費者にも負担させることも考慮に入れながら、積極的にシールを貼付し消費者にアピールすることが重要である。

(高木委員)

「国産マークの表示が必要」という以上の対応が必要という発言の趣旨は何か。

(樋口委員)

消費者に製品がわたるまでの履歴が明確になるように、という意味である。

(座長)

P10の表現だが、「消費者に負担を求める」のではなく、「消費者の要求に応じて」とするのが正確でないか。

(松島特産振興課長)

樋口委員の意見はその通りだと思う。提携システムの中に位置づけることで、消費者にもわかる表示が最終製品に対してできるのではないか。

(座長)

P10に、「支援の対象は・・・契約生産など川下の需要に対応して生産される繭・生糸に重点化していくことが必要」とあるように、消費者にわかりやすい適切な表示をしたら、それに対して何らかの支援をする仕組みが必要ではないか。

(松島特産振興課長)

川上・川下提携システムの中で、どういう条件を満たすものを推進すべきかという問題になるかと思うが、適正利益を川上に還元することに加えて、適正に表示していくこともシステムの中に位置づけることが可能ではないか。

(安藤委員)

P10で、国、地方公共団体、民間（公益法人）のそれぞれの役割分担のあり方について述べられているが、この役割分担の見直しをすることが、先程説明のあった「拠点の設置」と連動するものなのか、切り離して考えるものなのか。

(松島特産振興課長)

提携システムの機能内容から判断すると、民間に担ってもらう機能ではないかと考える。P10の役割分担は、例えば、蚕種の供給、蚕品種の改良、国産の特長ある品種の供給など、国、地方、民間それぞれに適した担うべき役割があるということの問題定義である。

(座長)

それでは、全体を通して何かあるか。2週間後の8月7日にもう一回検討会を開催することとなるが、皆様からいただいた意見をもとに手直したものを出すことになる。何かあれば、7月28日ぐらいまでに事務局へ提出願いたい。

(松島特産振興課長)

本日の中間論点整理は箇条書きで記載しているが、最終的には文章の形で提出する予定である。何か盛り込みたい事項、資料等があったら今週末までに提出願いたい。

(座長)

それでは、今後のスケジュールについて事務局より説明願いたい。

(松島特産振興課長)

(資料3に基づき説明)

(高木委員)

資料3に、パブリックコメントを実施する旨の記載があるが、このことについても会合を開くのか。

(松島特産振興課長)

最近では、このような報告書を出した後、パブリックコメントを実施するという手順を踏むことになっている。農林水産省のホームページに掲示して、広く国民から意見

を募ることになる。

(座長)

パブリックコメントはどのくらいの期間実施するのか。

(松島特産振興課長)

1ヶ月くらいだと思うが、どういうタイミングでパブリックコメントを出すか、座長とも相談しながら検討したい。

(経済産業省)

今後の政策は本報告書をベースにして考えていくのか、それともWTO交渉の状況及び蚕糸業構造改革の進捗状況によっては柔軟に対応していくということなのか。

(松島特産振興課長)

今回取りまとめる報告書はあくまでも中間的なものであり、今後、WTO交渉の状況及び蚕糸業構造改革の進捗状況いかにによっては見直しもあり得る。

(座長)

他に何かないか。何もなければこれで議論を閉めさせていただきたいと思うが、報告書の原案作成については、座長に一任ということでよろしいか。

(異議なしの声)

本日の議題はすべて終了したが、提出された資料は農林水産省ホームページにより直ちに公表されることとなり、会議の議事概要についても委員の皆様を確認していただいた上で、発言者の名前とともに公表することとしたい。

それでは本日は、これにて閉会とする

以 上